

相 談 事 例

ID : 03-03-001

相談タイトル

賃貸住宅退去に伴う原状回復義務（退去修繕）について（1）

Q：ご相談内容

賃貸住宅の退去に伴う原状回復費用の見積をもらったが、その内容や費用の妥当性について、相談センターで内容チェックしてもらえるのか。
（市町村消費生活センターから寄せられた相談）

A：回答

相談センターでは、原状回復に係る見積書の内容や金額の妥当性等のチェックは行っておりません。原状回復として上がっている修繕等項目の妥当性については、国土交通省で発している「原状回復に係るガイドライン」を参考にチェックしていただくこととなります。金額の妥当性については、その旨の説明をしていただき、「リフォーム業者」や「建築士等」の方に確認してください。